

# 提案仕様書

本仕様書は、福岡市（以下、本市という）の「令和6年度 特定技能外国人と介護事業所等とのマッチング支援事業業務委託」に係る各種事業の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技最優秀提案者との委託契約を締結する際は、本市と受注者が協議のうち、契約書の仕様を定めることとする。

## 1 契約件名

令和6年度 特定技能外国人と介護事業所等とのマッチング支援事業業務委託

## 2 履行場所

福祉局高齢社会部高齢社会政策課ほか

## 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 事業の背景・目的

中長期的な就労人口の減少が見込まれる中、外国人介護人材の受入にも積極的に取り組む必要があるため、本市においては、国や県と役割分担・連携をしながら、事業を実施している。

本事業では、海外からの特定技能外国人と外国人介護人材を雇用していない介護事業所等とのマッチングを行い、外国人介護人材の更なる参入促進を図っていく。

## 5 令和6年度の業務内容及び成果指標

### ① 業務内容

海外からの特定技能1号による就労希望者等と介護施設・事業所とのマッチングを実施する。

- (1) 支援開始時点で、外国人介護人材を雇用していない福岡市内の介護事業所等の開拓、求人の受付（介護事業所向けのセミナー、個別相談会、個別支援）

※事業実施の中で外国人が外国人介護人材を受け入れている介護施設での就職を希望した場合は対象外となるが、情報提供は行うこととする。

- (2) 海外からの特定技能外国人の確保・求職者申込の受付（海外の日本語学校等向けのセミナー、個別相談会）
- (3) (1)・(2)に係る求人者と求職者との間における雇用関係の成立の斡旋（登録支援機関の選定、紹介等）
- (4) その他、事業目標（成果指標）を達成するために必要な事項（雇用状況の確認等）

## ② 成果指標

目標	雇用契約者数（40人）	介護事業所参画者数（5事業所）
内容	本事業により介護事業所等と雇用契約を結んだ外国人の数	本事業により外国人介護人材を雇用した介護事業所等の数
測定例（右記以外の有効な測定手段があれば提案すること）	新規参入者数（外国人が結んだ雇用契約の数）のカウント	新規参画者数（支援開始時点において外国人介護人材を雇用していない介護事業所等の数）のカウント

## 6 主な業務と本市との連携イメージ

本委託業務の主な業務及び本市と受託者の主な連携イメージについては下記のとおり。

※全ての業務を網羅しているものではないので注意すること

	作業	詳細	本市	受託者
①	全体	事業モデルスキーム案の提案や構築	△	○
		取組を効果的に進めるための助言やアドバイス	—	○
②	各種調整	より効果的な実施スケジュール（案）の提案	—	○
		事業所や外国人への周知・募集方法などの検討・実施	△	○
		打ち合わせなど各種日程調整等	△	○
③	事務	事務手続きなどに必要な全ての意書等の作成	—	○
		打ち合わせ記録の作成及び関係者への確認・共有	—	○
④	実施	各種説明資料等の作成、説明又は説明の支援	△(説明)	○
		取り組みの中での課題の認識、都度報告等	△	○
⑤	報告	事業実施報告、その他連絡調整等	—	○

## 7 スケジュール

・事業間の連携やターゲット層に応じた適切な実施時期等を考慮した適切な年間スケジュールを提案すること。

※ただし、遅くとも2月上旬から順次事業実施結果報告・課題整理・次年度取り組み提案などの年度総括を行っていきけるようなスケジュールとすること。

### ・業務行程表の提案

本仕様書を履行するための業務行程表（案）を作成し、提案すること。各行程の始期と終期が日付単位で示されているものが望ましい。

## 8 支払いについて

契約金の支払いについては、後払いとする。

## 9 成果物

各事業ごとに下記をまとめた最終報告書1部及びデータを収録した記録媒体

- (1) 手続きに使用した書類や関係者の連絡先を整理したもの  
(Word、Excel、PowerPoint形式等)
- (2) 各種取組の内容と結果をとりまとめたもの(提出の有無・内容等)  
(Word、Excel、PowerPoint等)
- (3) 事業の今後の展望に関する所見まとめ(事業の中で見えた課題を踏まえたもの)

## 10 その他

その他の事項としては、下記のとおりとする。

- (1) 本件委託業務の実施にあたっては福岡市に随時報告し、必要に応じて適宜協議するとともに本市担当者の指示に従うこと。また、業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上で決定すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、福岡市個人情報保護条例第15条および別紙「個人情報・情報資産取扱特事項」を遵守すること。
- (3) 作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。
- (4) 福岡市契約事務規則に定める各種様式(着手届・業務遂行責任者届・完了届・受渡書など)を適宜提出すること。